

# 行政機関非識別加工情報の作成、提供の流れ

資料番号 1-⑨

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施

## 行政機関

提案について審査

以下の要件に該当する個人情報ファイルについて、提案を募集（第44条の4）

- 公表される個人情報ファイル簿に掲載されていること
- 情報公開法に基づく開示請求があったとしたらば、
  - 保有個人情報の一部又は全部が開示されるものであること（第2条第9項第2号イ）
  - 意見書の提出の機会を与えること（第2条第9項第2号ロ）
- 事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じるおそれのない範囲内で、加工基準に従い加工を行うことが可能であること（第2条第9項第3号）

上記要件に該当する個人情報ファイルについては、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載（第44条の3）

- 提案の募集をする個人情報ファイルである旨（第44条の3第1項）
- 提案を受ける組織（第44条の3第2項）等

## 個人情報保護委員会

行政機関非識別加工情報等に関する監視・監督等（個人情報保護法第61条）

所掌事務の処理状況の国会報告（個人情報保護法第79条）

## 提案の募集

定期的に提案を募集（第44条の4）

## 提案

提案は、以下の事項を記載した提案書等を提出（第44条の5）

- 氏名、住所等
- 対象ファイル
- 本人の数
- 加工方法を特定するに足りる事項
- 利用目的、事業内容
- 事業の用に供しようとする期間
- 安全管理措置等

- 以下の要件について審査
- 欠格事由に該当しないこと
  - 希望する本人の数が対象ファイルの本人の数以下であること
  - 加工基準に適合すること
  - 事業が新産業の創出等に資すること
  - 事業の用に供しようとする期間が個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないこと
  - 安全管理措置等が適切であること等（第44条の7）

## 意見書提出機会の付与

- 反対の意見書の提出者分を除いて取扱い
- ※ 意見書の提出の機会を与えるものを対象とする場合（第44条の8）

## 通知

- ※ 基準に適合する場合
- ※ 基準に適合しない場合
- 契約の締結の申出ができる旨等々通知（第44条の7第2項）
  - 理由を付して基準に適合しない旨を通知（第44条の7第3項）

## 契約の締結

契約を締結できる旨の通知を受けた者は、利用に関する契約を締結することができる（第44条の9）

## 手数料の納付

実費を助案して政令で定める額を納付（第44条の13）

## 作成

適正加工義務（第44条の10）

行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置（第44条の15）

※ 委託者にも準用

行政機関非識別加工情報を作成したときは、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載

- 行政機関非識別加工情報の概要
- 提案を受ける組織
- 提案することができる期間（第44条の11）

## 提供

## 行政機関非識別加工情報取扱事業者

- 欠格事由は、以下のとおり。（第44条の6）
- 未成年者等、②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、
  - 禁錮以上の刑又は行政機関個人情報保護法等により罰せられてから2年を経過しない者
  - ④契約を解除してから2年を経過しない者、⑤役員が①～④に該当する法人等